

令和8年度利根町省エネ家電買替促進事業（物価高騰交付金）補助金 Q&A

Q 1	どんな家電が対象になりますか？どこで確認できますか？
-----	----------------------------

対象は下記の通りです

エアコン：省エネ基準達成率100%以上（目標年度2027年度）

冷蔵庫：省エネ基準達成率100%以上（目標年度2021年度）

補助対象の家電については販売店舗又は事業所、「省エネ型製品情報サイト（<https://seihinjyoho.go.jp>）」で確認できます。

Q 2	新規購入は対象になりますか？買替でなくても補助されますか？
-----	-------------------------------

A. 対象は買替（自らが居住する住宅に現に設置されているエアコン又は冷蔵庫を新たに購入した省エネ家電に設置し直すこと）のみとなります。

Q 3	補助金はいくらもらえますか？
-----	----------------

A. 補助対象家電の購入費用（付属品・設置費・配送費などを除き本体費用のみ）の1/2（上限5万円）です。

Q 4	いつ購入した家電が対象になりますか？
-----	--------------------

A. 令和8年4月1日から令和9年1月31日の間に購入したものが対象になります。
（予算がなくなり次第終了となります）

Q 5	申請期間はいつですか？
-----	-------------

A. 令和8年9月1日から令和9年2月26日です。
（予算がなくなり次第終了となります）

Q 6	申請に必要な書類は何ですか？
-----	----------------

A. 必要書類は以下の通りとなります

- ・申請書兼請求書（様式第1号）
- ・誓約書兼同意書（様式第2号）
- ・レシートまたは領収書の写し（購入日・店舗名・型番・内訳が必要）
- ・保証書の写し
- ・家電リサイクル券排出者控の写し（排出者氏名・管理票番号・品目が必要）
- ・振込先口座がわかる書類（通帳の表紙を開けた見開きの写し、インターネットバンキングの口座情報の印刷物）
- ・本人確認ができる書類（運転免許証、マイナンバー等）

Q 7	家電リサイクル券は必ず必要ですか？
-----	-------------------

A. 買替であることを証明するため必須です。

Q 8	ポイントで支払った分も補助対象になりますか？
-----	------------------------

A. ポイント・商品券・クーポンで支払った分は補助対象外となります。

Q 9	同世帯で複数台購入した場合、補助はどうなりますか？
-----	---------------------------

A.1 世帯あたり 1 回限りの申請ですが、複数台購入した場合は合計金額で計算できます。

Q 1 0	町税の滞納があると申請できませんか？
-------	--------------------

A. 世帯員全員に町税等の滞納がないことが条件です。

Q 1 1	予算がなくなったらどうなりますか？
-------	-------------------

A. 予算を超えた日で受付終了となり、その日に複数申請があった場合は抽選になります。

Q 1 2	購入店舗に指定はありますか？
-------	----------------

A. 店舗・事業所で購入したもののみ対象です。テレビショッピングやネット通販等での購入は対象外です。

Q 1 3	申請書類はどこで入手できますか？
-------	------------------

A. 町のホームページからダウンロードできます。また、生活環境課窓口にて配布しています。

Q 1 4	世帯主以外でも申請できますか？
-------	-----------------

A. 世帯主以外の方も申請できます。

Q 1 5	申請者と購入者が異なる場合にも補助を受けることができますか？
-------	--------------------------------

A. 補助の対象になりません。申請者、購入者、補助金の振込先は必ず同一名義で書類をご提出ください。

申請書の提出が申請者以外の場合は、右下の代理人欄に氏名、住所、連絡先をご記入ください

Q 1 6	2 世帯住宅の場合には、補助はそれぞれの世帯で受けることができますか？
-------	-------------------------------------

A. 住民票上の世帯が別であれば、それぞれの世帯で申請することができます。

Q 1 7	町内で別に暮らしている家族や親せきを送る家電製品は対象になりますか？
-------	------------------------------------

A. 対象となりません。申請者の住民票に記載されている住所の自宅に設置し、買い替える家電製品が対象となります。

Q 1 8	保証書は店舗保証の保証書でも該当しますか？
-------	-----------------------

A. 該当しません。製造責任者（メーカー）が発行した保証書の写しを提出してください。